動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前40日間
		１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
	豚	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
リン酸タイロシン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たりフロルフェニコール40mg以下及びフルニキシン2.2mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前45日間
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
フルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	（新設）	（新設）
		１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
	豚	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
リン酸タイロシン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。